

平成 17 年 11 月 18 日

労働力需給制度に関する意見

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

1. すべての医療関係職種について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り派遣を認めることについて

(意見)

病院においては、医療法に定められた医療職（医師、看護師等）を必要数配置しなければならない。しかし、産前産後・育児・介護休業により医療業務の継続に支障を及ぼす状況が散見される。安定的な医療提供のために医療関係職種の派遣が認められるよう要望する。また、傷病・転居等による急な休業・退職等の場合についても対応を考慮する必要がある。

2. 医師確保が困難な一定の地域について、当該地域の病院・診療所等に対する医師の派遣を認めることについて

(意見)

平成 16 年度に医師卒後臨床研修制度が開始されたが、その後極めて多くの地域において大学医局からの医師派遣中止・引き揚げが起きている。さらに、へき地や離島等においてはその傾向が顕著である。医師の供給に変化が起きている現在、各種の対策とともに国内各地域の需要に応じた医師の派遣が認められることが有効である。

なお、上記 1、2 の医療関係職種（医師を含む）の派遣においては、単に人的要件を満たすことを目的とするものではなく、専門的知識・経験・人間性等を十分評価でき、医療の質・安全の向上に寄与できるシステムの構築が必要である。

以上